

ひたちなか市の文化財

とき 令和5年2月1日(水) 午後3時から

ところ 埋蔵文化財調査センター 2階 講座室



はじめに

文化財は、今の私たちの文化の発展に寄与し、現代まで伝わってきた過去の文化的遺産ということです。

文化財には、建造物や遺跡、工芸品のように形あるもの(有形文化財)ばかりでなく、伝統芸能や工芸技術のように「技」で伝えられてきたもの、あるいは衣食住のような日常的な生活習慣(無形文化財)やその道具類も含まれ、たくさんの種類があります。

私たちの郷土には、祖先が長い歴史の中で作りだし、受け継いできた文化財が多く残されています。これらの文化財は、郷土の歴史や文化を知るうえで書くことのできないものであり、将来にわたり保存し残していくことで、次の世代に伝えていく必要があります。

本日は、市内にある文化財の中から、任意にピックアップしたものをご紹介します。

有形文化財

建造物

建造物の中でも建築技法上特色があり、歴史的価値の高いもの。

代表例 市指定文化財【^{さんじょうもん}山上門】



山上門は、水戸藩江戸上屋敷に建てられていた門で、「薬医門」と呼ばれる形式の門です。水戸藩上屋敷は明治になり、国に土地が返納され、敷地の一部は「東京砲兵工廠」となりました。その時表札に「東京砲兵工廠山上門」とあったことから、少なくともこのころには「山上門」の名称が用いられていたようです。ちなみに、「勅使奉迎用の門である」との説もあるようです。

そして、余談ですが水戸藩上屋敷の庭園が現在も残されており、「小石川後楽園」として国の特別史跡・名勝となっています。

考古資料

行政による緊急保存目的あるいは学術的な発掘調査などで出土した遺物で、特に価値の高いもの。

代表例 県指定文化財【ちちのみごをだくはにわ乳飲み児を抱く埴輪】



弥生時代の終わりごろから、有力者が埋葬されると、その墳丘(有力者のお墓の上)に、何らかの儀式または儀礼的行為のためか、つぼ型の土器やそれらを載せる器台と呼ばれる土器も作られ置かれたようです。それらは時代を経ると大型化し、形も変化し、私たちのよく知る円筒埴輪へとなり、古墳の墳丘に並べられたのでした。やがて、器のようなものばかりでなく家の形のもが出てきて、さらには人物や動物を形作ったものまでさまざまな埴輪が作られたのでした。

そのような埴輪なかでも県指定文化財となっている「乳飲み児を抱く埴輪」は、乳児を両手で抱きかかえる造形が全国的にも珍しいとされており、大変貴重なものです。また、ほかに造形の特徴として、顔は平面的にハート型に作られ、目は半月形に削り抜かれ、周囲が赤く彩色され、頭には島田髻が載り、櫛が表現されていることがあげられます。

この埴輪が見つかったのは、昭和 31 年道路工事中(主要地方道水戸勝田那珂湊線)に、当時大平 1 丁目にあった大平古墳群最大の前方後円墳から出土しました。

現在は、埋蔵文化財調査センターに展示してあります。

工芸品

個人もしくは道具類などを生産する生産者あるいはその職能集団により生産され、伝えられてきたもののうち、文化史上貴重なもの。



代表例 市指定文化財【けぞういん ほんしやう華蔵院の梵鐘】

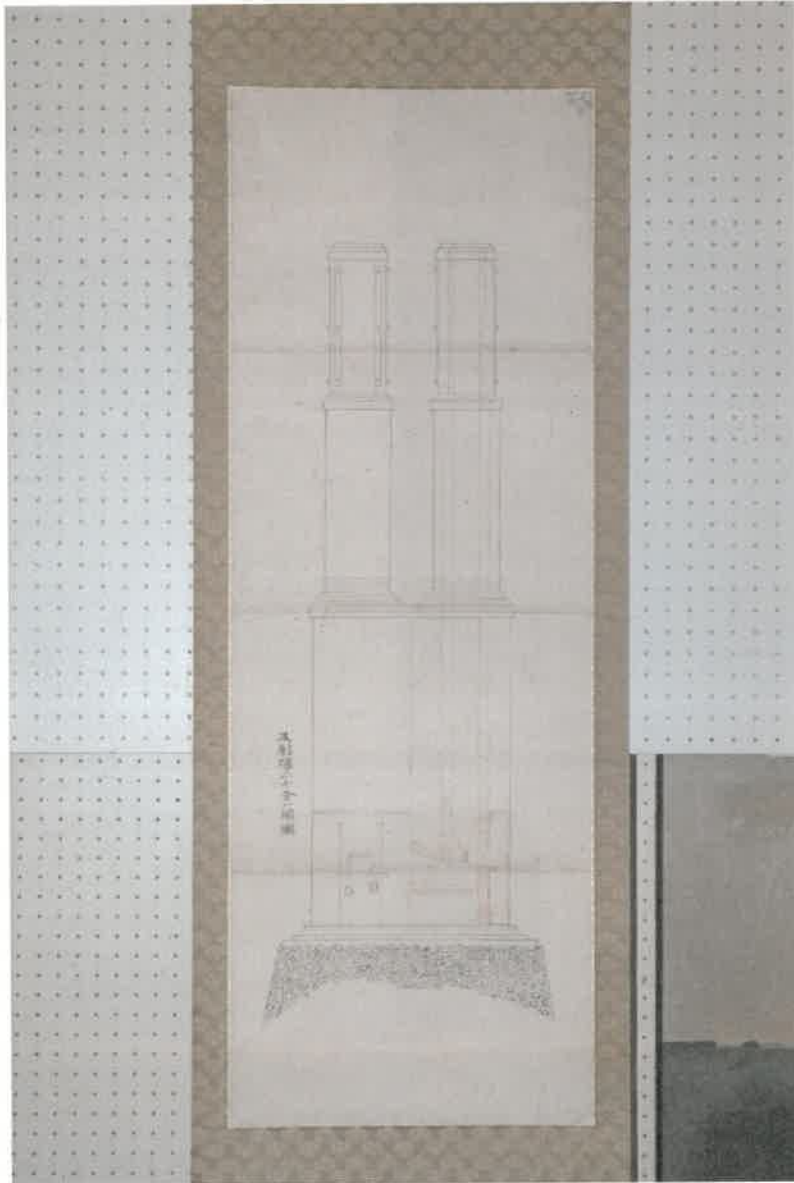
中世(1339年)に作られた梵鐘(お寺の鐘)で県内でも古いものとされています。もともとは常陸大宮市(旧美和村)の浄因寺にあったものが、寛文6年に寺が取り潰されると満福寺に移され、その後水戸藩9代藩主斉昭が、国防のため銅製の大型の大砲を造るために、原料として運ばせたものとも言われています。天狗党の乱や第二次世界大戦などの混乱を乗り越えて、現在でも静かに華蔵院の一角にて、世の移ろいを静かに見守っているようです。

歴史資料

歴史上の重要な事実や人物の遺品遺物のうち、特に歴史的価値の高いもの。

なかみなとはんしゃろあとつけたりはんしゃろ かんれんしりょう

代表例 県指定文化財【那珂湊反射炉跡附反射炉関連資料】



水戸藩9代藩主斉昭は、常陸沖に異国船の姿が頻繁にみられるようになったことから、異国から日本が侵略されることを憂い、国防の必要性を強く感じていたため、台場を築造し、大砲を備えることで、異国からの脅威に対抗しようと考えていた。そこで、西洋の技術書や先行する諸藩に学びながら、那珂湊に反射炉を築造し、鉄製の大型大砲を鑄造して国防に対応することしました。しかしながら、那珂湊反射炉は、水戸藩の内乱「天狗党の乱」の際に破壊されてしまったのです。

本資料は、反射炉築造に先立ち作成された図面です。

無形文化財

長い歴史の中で伝統的に守り伝えられてきた技術などで、地方的あるいは流派の特色が顕著なもの。

例：武術 伝統芸能 工芸技術など

代表例 市指定文化財【てづくりはりこ 達磨と虎・だるま とら うさぎ 兎】



達磨は顔が横に長く平たいために、胴が長く見える特徴があります。

虎と兎は首振り型であり、特に張り子の兎は全国的にも珍しいものです。

手づくり張り子は、古くから市内十三奉行に伝わる民芸品であり、この制作技術は江戸末期に初代の飯田喜七氏が石岡から学んだと伝えられているが、県内ではほとんど見られない技術となっています。

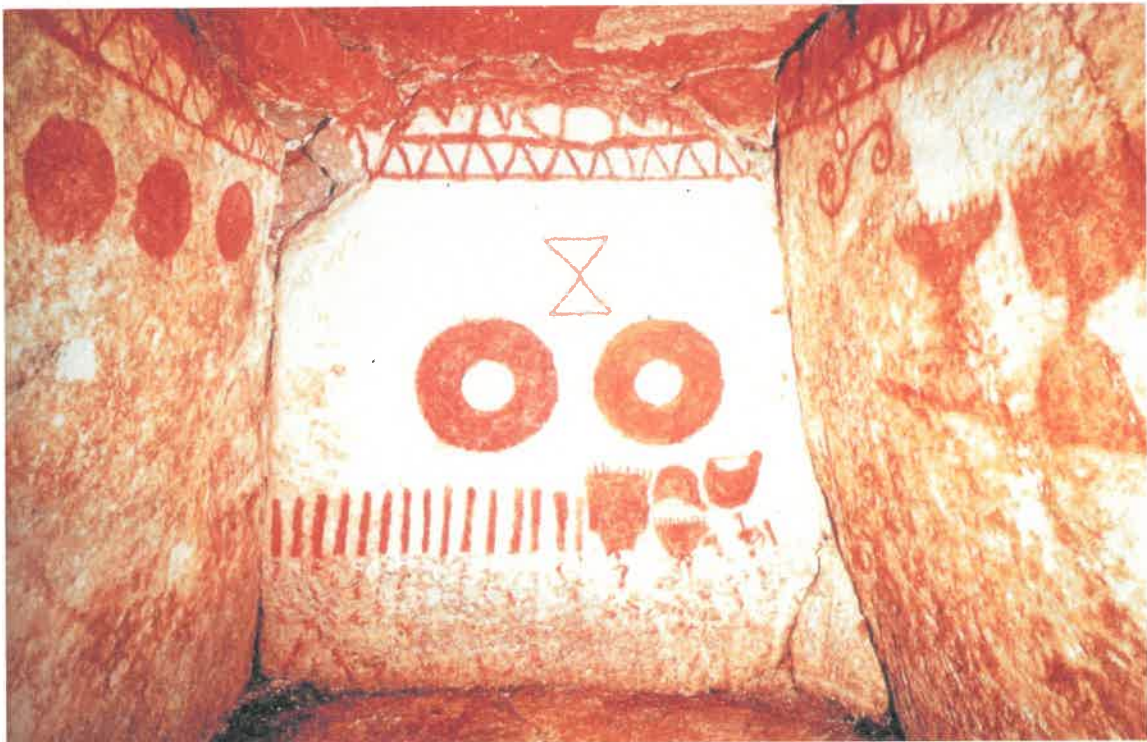
史跡・名勝・天然記念物

史跡 集落跡・古墳・城跡またはその他重要施設跡など、学術上価値の高い重要な遺構など。

代表例 国指定史跡【とらづかこふん虎塚古墳】



ベンガラで色鮮やかな赤色で彩られた石室壁画をもつ古墳として全国的にも知られています。時期は古墳時代終末期、大まかに「大化の改新」の50年ぐらい前ごろと考えてください。



なかみなとはんしやるあと
県指定史跡【那珂湊反射炉跡】



反射炉事業は、幕末の日本の置かれた世界的な状況を伝える貴重な資料です。その反射炉の建設された敷地が保存されてきたことは、重要な意味を持つとともに、現地に復元模型が作られているのは全国唯一であり、茨城県を代表する貴重な史跡です。

幕末になると那珂湊沖などに異国船が出没するようになり、水戸藩第九代藩主徳川斉昭公は国防の必要性を強く感じ、水戸藩では鉄製大砲の鑄造を計画しました。

反射炉は、大砲鑄造に必要な大量の鉄を溶解する炉で、オランダの技術書や、先行して事業化した諸藩に学んで建設されました。

反射炉の名称は火炎を炉体内部で反射させて熱を効率的に集める構造に由来します。

安政元年(1854年)に着工、同2年と4年に1炉ずつ完成し、二十数門の大砲が鑄造されたといわれています。

反射炉は、元治甲子の乱(1864年)で破壊されてしまいましたが、昭和12年、現在の復元模型が作られました。

名勝 庭園・湖沼・海浜・展望地などで、風致景観が優秀で、名所的あるいは学術的価値の高いもの。

市指定文化財【^{かんとうしよ}観濤所】



天保4年(1833年)頃、水戸藩第九代藩主徳川斉昭公がこの地を訪れ、聞きしに勝る雄大な景観を賞賛し、藩内随一の波浪の見所として「観濤所」と命名し、自ら揮毫した碑を建てました。

昭和10年に平磯町では、被覆堂を建て碑の保護を図りました。

また明治時代に活躍した犬町圭月の紀行文「水戸の山水」や、菊地幽芳の小説「乳姉妹」にも描写されています。



(観濤所からの眺望)

天然記念物 動・植物，地質鉱物等で特に学術上価値の高く自然を記念するもの

代表例 市指定天然記念物【^{みなとごてん まつ ひらいそはくあきそう}湊御殿の松】【平磯白亜紀層】



湊御殿の松

湊公園には、樹齢 300 年以上の枝振りの見事な黒松が 12 株生育しています。この松は、水戸藩第二代藩主徳川光圀公が元禄 11 年(1698 年)頃、賓客閣整備に際して須磨明石(兵庫県明石市)から取り寄せたものといわれています。

マツクイムシの被害等により名松が失われてしまった今日、非常に貴重な松といえます。「茨城の名木・巨樹 100 選」にも選ばれています。



平磯白亜紀層

平磯町から磯崎町の海岸には、一様に北東の方向に 35 度から 50 度傾斜した鋸歯状の岩が連続しています。この地層からはアンモナイトの化石が発見されており、中生代白亜紀の

地層であることが確認されました。

このアンモナイトには異常巻きと呼ばれるものがあるため、今から 7500 万年前の白亜紀終末期の地層であると考えられています。

有形民俗文化財

常民(一般庶民)が生活していく上で使用されてきた道具類・あるいは祭礼などで使用されてきた道具類などで特に特色が顕著なもの。

代表例 市指定有形民俗文化財【ヤンサマチ使用馬具】



ヤンサマチは、静神社(那珂市)の神輿の浜降り神事と、村松大神宮(東海村)及び酒列磯前神社に伝わる競馬の神事が統合され、これに旧那珂郡下 33ヶ村(一説には 48ヶ村)の鎮守社が参加して行われた壮大な春の大祭で、昭和 4 年を最後に中断しています。

和 4 年を最後に中断しています。

競馬は、村松大神宮下から阿字ヶ浦まで約 9km の浜辺を、6 頭の馬が走るものです。この競馬に使用した鞍 3 点と轡 3 点が、ひたちなか市高野に保存されていました。

市指定有形民俗文化財【^{くるまながもち}車長持】

総桐製。上段が普通の長持形式で、下段は引出しになっています。さらに、その奥に隠し引出しを設け、工夫を凝らしています。また、運搬の利便を考慮して、直径約 30cm の椗の車輪が付けられております。運搬の利便を考慮して、直径約 30cm の椗の車輪が付けられており、名前の由来にもなっています。



嫁入りの際に、両側の金具に紅白の綱を付けて嫁入り先まで引いて行ったと考えられます。

無形民俗文化財

年中行事・祭礼等の民俗習慣，民俗芸能で生活文化の特色を表すもの

代表例 市指定文化財【元町のみろく】^{もとまち}【六丁目獅子】



棒の先に取り付けられたみろく人形 3 体が，鉦や笛，太鼓の囃子に合わせて底なし屋台の中で 1 体ずつ踊る特長があります。白い顔の人形は住吉，青い顔は春日，赤い顔は鹿島の神といわれており，踊る姿は大変こっけいで面白いものです。

獅子は，子・雌・雄の 3 体があり，いずれも棒の先に頭が取り付けられています。

六丁目獅子は，底なし屋台の中で笛と太鼓による振り囃子に合わせて勇壮かつ優美に，1 体ずつ演舞する特徴があります。

元町のみろく・六丁目獅子は，ともに江戸時代元禄年間(1688 年～1703 年)頃から天満宮祭礼の御神幸行列に供奉してきたと伝えられています。

昭和 55 年 12 月には，「記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財」として国の選択を受けています。



文化財の保護

【文化財の種別】

有形文化財と無形文化財

地上文化財と埋蔵文化財

【文化財の保護に係る法令等】

国 文化財保護法

地方行政 各都道府県市町村文化財保護条例

【文化財の指定等による保護（文化財保護等に係る組織）】

文化財保護審議会 文化財調査専門委員

史跡保存対策委員会

【その他】

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内での開発に伴う緊急調査

資料の寄贈・寄託

文化財の活用

【文化財の公開】

- ・ 那珂湊支所展示室（年数回）
- ・ 虎塚古墳石室壁画一般公開
- ・ 埋文センター（常設展示・テーマ展示（ワンケース）・企画展）

【講座等】

文化財室

- ・ 文化財講座（年2回）

埋文センター

- ・ 出前講座（市内小中学校）
- ・ ふるさと考古学
- ・ 考古学講座